

交第4号議案 横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

1 趣旨

令和7年9月に国土交通省（関東運輸局）が公示した一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の基準額の改定に伴い、本市貸切旅客自動車の運賃及び料金の額を改定する等のため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 車種区分の改正及び追加

車種区分の定義を改正します。また、新たな車種区分として「コンピューター車（車両の長さ6メートル未満で、旅客席数14以下の車両）」を追加します。

(2) 運賃等の改定

- 貸切旅客自動車の運賃等は、国土交通省が下限額である基準額を公示しており、令和7年9月に基準額が改定されました。
- 一方、本市は地方自治法に基づき、条例において運賃等の上限額を規定しています。
- 身体障害者福祉法等の適用を受ける者の団体に係る運賃の割引（最大3割）を行った場合でも、改定後の基準額を下回ることがないよう運賃等の上限額の改定を行います。

2 改正内容

運賃（別表第1）

単位：円

運賃の種類			【現行】運賃の額		【改正案】運賃の額	
時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	38,400	大型車	55,000
			中型車	32,400	中型車	45,000
			小型車	27,800	小型車	40,000
					コミューター車	35,000
	3時間を超える時間	1車1時間につき	大型車	7,680	大型車	11,000
			中型車	6,480	中型車	9,000
			小型車	5,560	小型車	8,000
				コミューター車	7,000	
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	大型車	170	大型車	250	
		中型車	150	中型車	220	
		小型車	120	小型車	190	
				コミューター車	180	

※ 「時間・キロ併用制運賃方式」を適用し、「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算により算出しています。

※ 身体障害者福祉法等の適用を受ける者の団体に係る運賃の割引として、最大3割の運賃を割り引くことができます。

2 改正内容

料金（別表第2）

単位：円

料金の種類			【現行】料金の額	【改正案】料金の額
交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	3,080	4,000
	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40	60

3 施行予定日

令和8年3月1日

【参考】新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p>第1条の2 貸切自動車の車種区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大型車 車両の長さが9メートル以上又は旅客席数が50以上のもの</p> <p>(2) 中型車 大型車及び小型車以外のもの</p> <p>(3) 小型車 車両の長さが7メートル以下で、かつ、旅客席数が29以下のもの</p>	<p>第1条の2 貸切自動車の車種区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大型車 車両の長さが9メートル以上又は旅客席数が50以上のもの</p> <p>(2) 中型車 大型車、<u>小型車及び通勤車</u>以外のもの</p> <p>(3) 小型車 車両の長さが<u>6メートル以上8メートル以下</u>で、かつ、旅客席数が<u>33</u>以下のもの</p> <p>(4) <u>通勤車 車両の長さが6メートル未満で、かつ、旅客席数14以下のもの</u></p>

【参考】新旧対照表（抜粋）

現行					改正案				
別表第1(第2条第1項)					別表第1(第2条第1項)				
運賃の種類			運賃の額		運賃の種類			運賃の額	
時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	円 38,400	時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	円 55,000
			中型車	32,400				中型車	45,000
			小型車	27,800				小型車	40,000
	3時間を超える時間	1車1時間につき	大型車	7,680		コミューター車	35,000		
			中型車	6,480		大型車	11,000		
			小型車	5,560		中型車	9,000		
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	大型車	170	小型車	8,000				
		中型車	150	コミューター車	7,000				
		小型車	120	大型車	250				
					キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	中型車	220	
							小型車	190	
							コミューター車	180	

(備考)

- 1 時間制運賃における時間は、回送の時間を含む出庫から帰庫までの時間(以下「走行時間」という。)をいう。
- 2 キロ制運賃における距離は、回送の距離を含む出庫から帰庫までの距離(以下「走行距離」という。)をいう。

(備考)

- 1 時間制運賃における時間は、回送の時間を含む出庫から帰庫までの時間(以下「走行時間」という。)をいう。
- 2 キロ制運賃における距離は、回送の距離を含む出庫から帰庫までの距離(以下「走行距離」という。)をいう。

【参考】新旧対照表（抜粋）

現行				改正案			
別表第1(第2条第1項)				別表第1(第2条第1項)			
料金の種類			料金の額	料金の種類			料金の額
交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	円 3,080	交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	円 4,000
	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40		キロ制料金	1車1キロメートルにつき	60
深夜早朝運行料金			時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額を合計した額の2割	深夜早朝運行料金			時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額を合計した額の2割
特殊車両割増料金			運賃の5割	特殊車両割増料金			運賃の5割
(備考)				(備考)			
1 交替運転者配置料金は、走行時間並びに出庫前及び帰庫後の点呼及び点検時間を合計した時間(以下「運行時間」という。)に応じた時間制料金並びに走行距離に応じたキロ制料金の額を合計した額とする。				1 交替運転者配置料金は、走行時間並びに出庫前及び帰庫後の点呼及び点検時間を合計した時間(以下「運行時間」という。)に応じた時間制料金並びに走行距離に応じたキロ制料金の額を合計した額とする。			
2 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に運行時間が含まれた場合における当該運行時間に応じた料金とする。				2 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に運行時間が含まれた場合における当該運行時間に応じた料金とする。			
3 特殊車両割増料金は、特殊な設備を有し、及び高額な車両で、管理者が定めるものにより運行する場合における料金とする。				3 特殊車両割増料金は、特殊な設備を有し、及び高額な車両で、管理者が定めるものにより運行する場合における料金とする。			